

平成 28 年 5 月 19 日

九州運輸局長  
竹 田 浩 三 殿

事業所名 株式会社 あづま交通  
代表者名 市來 龍作  
住 所 鹿児島市南栄1丁目7番13号

## 改 善 報 告 書

当社の一般貸切旅客自動車運送事業に関し、平成28年2月23日に実施された鹿屋営業所における一般監査において、道路運送法等の関係法令に違反するとの指摘を受けました。つきましては、下記のとおり事業改善の基本的措置並びに具体的措置を講じ、実施しましたのでご報告いたします。

なお、今後とも、事業運営にあたりましては、関係法令を遵守し、輸送の安全と秩序の確立に専念し、再びこのようなことが起こらないよう乗務員等の指導・監督に努めて参ります。

### 記

#### 違反事実・具体的内容及び原因並びに改善措置

(1) 違反事実：営業所毎に配置する事業用自動車の数の変更届出をしていなかった。

(法第15条第3項)(施行規則第15条第1項)【警告】

具体的内容：「鹿児島200か1324」の配置換の未届出

原因：鹿屋営業所として登録して本社より配置換をしたが、前営業所所長の意向で車輛の装備が鹿屋営業所で使用する用途に適さないとの理由で本社に配置換を希望し、本社へ返還しましたが、そのまま配置換の届出の確認をせずに車輛を本社で使用していました。

改善措置：ご指摘を受け、直ちに当該車輛を鹿屋営業所に移動し、現在鹿屋営業所で使用しております。今後は、鹿屋営業所で登録をしている車輛のみを使用するようにし徹底管理しております。

(2) 違反事実：運行管理者の補助者が要件を満たしていなかった。

(法第23条第2項)(運輸規則第47条の9第3項)【警告】

具体的内容：基礎講習未受講のものを補助者として選任していた。

原因：補助者として選任していた前営業所長は、長年鹿屋営業所に勤務しており、基礎講習うけて補助者として資格があると誤認識しており、本社でもその事実をはっきりと確認せずに補助者として選任していました。

改善措置：直ちに、本社勤務であった運行管理有資格者を鹿屋営業所へ異動させ、運行管理補助者として選任致しました。

(3) 違反事実：点呼を実施していなかった。

(法第27条第2項)(運輸規則第24条第1項、第2項)【警告】

具体的内容：無資格者による点呼があった。

原因：運行管理補助者として選任していた前営業所長が無資格者であったために、点呼実施がされていないとなってしまいました。

具体的措置：運行管理有資格者を点呼補助者として直ちに選任致しました。

(4) 違反事実：点呼の記録の記載事項に不備があった。

(法第27条第2項)(運輸規則第24条第4項)【警告】

具体的内容：点呼時間、点呼方法(具体的方法・アルコール検知器使用の有無)、運転者名、酒気帯びの有無、車輛の識別、運行状況等の報告に記載不備があった。

原因：運行始業前、始業後の点呼の実施はしていましたが、その場で点呼簿の記入をしていなかった為に点呼簿の記載漏れにつながってしまいました。

改善措置：点呼が終わった時点で、直ちに点呼簿に点検内容のチェックや運転者への指示内容、車別等すべて記入しております。

(5) 違反事実：運行指示書の記載事項等に不備があった

(法第27条第2項)(運輸規則第28条の2第1項)【警告】

具体的内容：運行の開始及び終了の地点及び日時、運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時、乗務員の休憩地点及び休憩時間に記載不備があった。

原因：運行指示書には、お客様ご希望の行程による配車場所や出発及び目的地到着時間、休憩等の主な場所や時間のみ記入しておりました。又、目的地往復のみで帰りが同じ経路になる場合省略した表記をしていました。

改善措置：不備のあった箇所の記載もれがないようにし、出庫より帰庫までの主な経由地、及び観光場所・サービスエリア・ドライブイン等すべて明記し、休憩時間等も明記しております。又、いかなる場合においても運転者が規定の運転時間を超えて運転することがないように休憩時間を設定し明記しております。

(6) 違反事実：運送引受書を交付していなかった。

(法第27条第2項)(運輸規則第7条の2第1項)【警告】

具体的内容：未交付1件

原因：運行当日の朝、急な葬儀の運行依頼があったため、運行指示書や他の作業に追われ、運送引受書の交付が後回しになり、そして忘れてしまい交付していませんでした。

改善措置：このような急な依頼があっても、直ちに運送引受書を必ず交付するように改善いたしました。

(7) 違反事実：運送引受書の記載事項に不備があった。

(法第27条第2項)(運輸規則第7条の2第1項)【警告】

具体的内容：運賃及び料金の額に記載不備があった。

原因：事前にバス運賃及び料金は決定しているにもかかわらず、高速代やその他立替等も発生する場合もあり金額が確定せず記入をしておりませんでした。又、必ず記載しなければならない内容とは知らずに記載不備になってしまっておりました。

改善措置：必ず運行引受書に金額及び走行キロ等不備のないように記載するように致しました。

(8) 違反事実：乗務員台帳等の記載事項等に不備があった。

(法第27条第2項)(運輸規則第37条第1項)【警告】

具体的内容：作成番号、事業者の氏名・名称、運転者の健康状態、特別な指導の実施状況、適性診断の受診状況に記載不備があった。

原因：乗務員の健康診断の実施、その後の健康状態についても日々観察及び指導はしていましたが、本社で一括管理しているものと勘違いしており、営業所での実施状況や結果の乗務員台帳への記載を忘れておりました。又、特別な指導の実施状況や適性診断の実施後の台帳への記入を忘れておりました。

改善措置：作成番号や事業所の氏名・名称、乗務員にかかるすべての事項の記載不備がないように記入特別指導や適性診断についても、本社より直ちに資料を取り寄せ記載しました。

今後、鹿屋営業所においても責任をもって、乗務員の健康診断、適性診断の実施やその指摘内容に対する指導を徹底し乗務員台帳に記載していきます

(9) 違反事実：運転者に対する指導及び監督に係る記録をしていなかった。

(法第27条第2項)(運輸規則第38条第1項)【警告】

具体的内容：平成27年8月及び平成27年12月実施分以外の記録なし

原因：毎月、営業所の運転者、運行管理者、営業所長で安全教育に関する会議及び指導を行ってはおりましたが、その議事録を作成していませんでした。

改善措置：毎月及び随時、運転者に対する安全輸送の指導及び監督を行った際は、必ず議事録を作成し記録するようにし、議事録を本社の安全統括部長に提出するように致しました。

(10) 違反事実：自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。

(法第27条第2項)(運輸規則第45条)(車両法第58条第1項)【60日車】

具体的内容：「鹿児島22い263」による車検切れ運行

原因：前任所長兼整備管理者の「整備管理者」としての車輛管理不足、運行管理者の確認不足がこのような事態を招いてしまいました。

改善措置：車輛の車検及び定期点検整備等の年間計画表を作成し、営業所及び本社の両方で把握し複数名で車輛の管理を徹底し行うことで車検漏れを防ぐように致しました。

又、日常点検においても運転者による自動車検査証の確認を徹底致しました。

## <再発防止対策>

前任の鹿屋営業所長を退任させ、3月4日付けで本社所属の社員を営業所長として任命し、着任させました。又、ただちに新営業所長兼整備管理者及び運行管理者で運行管理業務及び運輸安全マネジメントの取り組みについて研修・勉強会を開き、正しい運行管理の内容の理解や運行管理業務等に関する法令を十分周知させ、責任をもって日々業務を遂行するように致しました。

さらに月1回本社安全統括部長が営業所に赴き、輸送安全マネジメントについての本社と営業所間の情報共有及び運行管理に関するチェック、指導等を徹底しております。

### 1、輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全確保の最優先が、バス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員、全社員が安全確保に最善を尽くすことが最大の責務である。
- (2) 旅客運送事業者の責務として、輸送の安全に関する法令及び営家する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行致します。
- (3) 徹底した車輛の点検整備及び乗務員教育、健康管理を行うことによりお客様に安心と信頼をご提供致します。又、輸送の安全に関する情報は、積極的に公表致します。
- (4) 安心・安全は、事業経営の大原則であることを銘肝し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上を図ります。

### 2、輸送の安全に関する措置

- (1) 安全教育を徹底する。
  - ①安全運転及びエコドライブ運転の教育、救命救急講座を実施。
  - ②鹿児島南警察署交通課による安全教育の講習
  - ③事務社員の自動車事故対策機構セミナーの積極的な受講
  - ④ヒヤリハットの公開、全乗務員による危険個所や危険運転遭遇等の情報の共有
- (2) 健康診断、適性診断の結果を基に、個別指導を徹底する。又、対面点呼の際には乗務員の健康状態を的確に把握する。
- (3) 車輛の安全の積極的な投資として、ドライブレコーダー装備車やモバイル式アルコールチェッカーを増備し、又顧客に安全・安心・快適なサービスを提供する一環として、新車輛の導入を図っていきます。

今回の違反事実に基づいて、改善措置を講じ、今後本社及び鹿屋営業所が一丸となって改善致して参る所存でございます。又、関係法令を遵守し、輸送の安全と秩序の確立に専念し、再びこのようなことが起こらないよう、社長を筆頭に役員及び運行管理者、整備管理者他全社員にて改善して参ることを確約致します。

記入者 鹿屋営業所 運行管理者 溝 春美